



県章

山形県公報

令和4年2月1日(火)
第277号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナワクチン接種総合企画課) ……61
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……62
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(同) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(同) ……67
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……68
- 県道の供用の開始……………(同) ……69
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(下水道課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………70
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………71
- 資金管理団体の届出事項の異動……………72
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

告 示

山形県告示第66号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1 - { 1 - [1 - (4 - ブロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン及びその塩類 (通称名 B r o r p h i n e)
- (2) 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類 (通称名 C U M Y L - C H - M E G A C L O N E、C U M Y L - C H M E G A C L O N E、C H M - S G T - 1 5 1)
- (3) メチル = 2 - [7 - アザー 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称名 5 F - M D M B - P 7 A I C A)

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和4年1月29日

山形県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西村山郡河北町西里字大平3857-1、3857-4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐は、択伐による。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び河北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所及び遊佐町役場の掲示場に掲示した。

令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤一
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
青木尚美
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
池田国美
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
渋谷哲治
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤利雄
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
青木三太郎
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
小松みさを
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
村上周治
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5

- (2) 森林所有者の氏名
三浦光助
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤孝治郎
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
松田治郎太
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
小野豊作
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤利三郎
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
松田一郎
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市市条字八森804番5
- (2) 森林所有者の氏名
池田安吉
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15
- (2) 森林所有者の氏名
斉藤重太郎
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤美喜雄
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15
- (2) 森林所有者の氏名
佐藤喜智夫
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤義則
- (3) 通知の要旨
令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15
- (2) 森林所有者の氏名

齋藤倭子

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

荒生銀百

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

齋藤弘喜

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斉藤賢太郎

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

遠田芳房

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町上蔵岡字城出42番

(2) 森林所有者の氏名

北野恵子

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飽海郡遊佐町比子字青塚5番8

(2) 森林所有者の氏名
小寺博幸

(3) 通知の要旨

令和3年12月17日付け県告示第947号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第69号

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日 向 川	水 源 か ん 養 保 安 林	314.36
相 沢 川	同	116.40
田 川	同	547.90
五 十 川 ~ 鼠 ヶ 関 川	同	90.88
鮭 川	同	681.68
小 国 川	同	383.58
銅 山 川 ~ 角 川	同	408.91
北 村 山	同	470.11
寒 河 江 川	同	228.02
月 布 川 ~ 朝 日 川	同	106.12
山 形	同	290.36
白 川	同	440.18
荒 川	同	417.19
置 賜	同	510.41
前 川	同	25.68
日 向 川	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	11.80
相 沢 川	同	17.20
田 川	同	355.58
五 十 川 ~ 鼠 ヶ 関 川	同	144.00
鮭 川	同	44.44
小 国 川	同	43.10
銅 山 川 ~ 角 川	同	32.33
北 村 山	同	423.78
寒 河 江 川	同	61.76
月 布 川 ~ 朝 日 川	同	44.32
山 形	同	120.76
白 川	同	504.52
荒 川	同	62.60
置 賜	同	311.68
前 川	同	52.06

遊	佐	町	飛	砂	防	備	保	安	林	23.14
酒	田	市				同				17.46
鶴	岡	市				同				3.82
遊	佐	町	防		風	保		安	林	0.62
酒	田	市				同				0.26
酒	田	市	干	害	防	備	保	安	林	8.84
鶴	岡	市				同				8.10
庄	内	町				同				0.02
戸	沢	村				同				10.17
舟	形	町				同				1.64
鮭	川	村				同				0.94
最	上	町				同				11.54
大	蔵	村				同				2.60
村	山	市				同				3.08
東	根	市				同				4.24
寒	河	市				同				8.92
朝	日	町				同				4.46
大	江	町				同				13.82
山	形	市				同				2.82
上	山	市				同				3.22
天	童	市				同				3.68
米	沢	市				同				4.52
小	国	町				同				13.00
飯	豊	町				同				1.10
白	鷹	町				同				1.12
高	島	町				同				17.78
鶴	岡	市	魚	つ	き	保		安	林	5.34
鶴	岡	市	保	健		保		安	林	0.62
金	山	町				同				0.74
鮭	川	村				同				0.82
最	上	町				同				0.24
真	室	川				同				4.73
村	山	市				同				0.60
東	根	市				同				26.86
尾	花	沢				同				7.56
寒	河	江				同				18.14
大	江	町				同				6.40
天	童	市				同				16.54
上	山	市				同				0.76

山形県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市金池三丁目1番2号から 同	まで	旧	30.0メートル } 30.0	39メートル
同	上	新	32.2メートル } 30.0	同上

山形県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月1日から同月15日まで縦覧に供する。
 令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢環状線
- 2 供用開始の区間 米沢市金池三丁目1番2号から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月1日

山形県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月1日から同月15日まで縦覧に供する。
 令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市神明町4番23から
同 大東町14番27まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月1日

山形県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
 最上川流域（北村山郡大石田町の一部）
 立谷沢川流域（東田川郡庄内町の一部）
 角川流域（最上郡戸沢村の一部）
 銅山川流域（最上郡大蔵村の一部）
 寒河江川流域（西村山郡西川町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間
 令和3年11月9日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
 公共測量（航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影、修正数値図化）

山形県告示第74号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。
 令和4年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 南陽都市計画、高島都市計画及び川西都市計画下水道事業
- (2) 名称 最上川流域下水道（置賜処理区）
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事業所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
令和4年1月26日 東北地方整備局告示第6号

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年2月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
酒田のぞみの会	小松賢	池田雅之	酒田市日の出町二丁目41番地の5	令和3.10.15

山形県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和4年2月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党山形県参議院選挙区第1総支部	舟山康江	会計責任者の氏名	伊藤一洋	佐々木雄一郎	令和3.12.10

国民民主党山形県 第2区総支部	青柳安展	主たる事務所の所在地	山形市十日町2-2-51	南陽市若狭郷屋589-2	同
		代表者の氏名	青柳安展	加藤健一	
		会計責任者の氏名	及川友美	森谷智恵子	
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県電気工事政治連盟	會津圭一郎	会計責任者の氏名	太田一郎	三原清治	令和 3. 7. 20
高橋けいすけ後援会	高橋啓介	会計責任者の氏名	土屋晃悦	小野雅弘	同 8. 7
加藤けんいち後援会	加藤健一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	同 12. 24
叶内けいこ後援会	叶内恵子	主たる事務所の所在地	新庄市沖の町4番31号 米山ビル	新庄市沖の町6番40号	同
関井みきお後援会	関井美喜男	会計責任者の氏名	富樫勇介	坂東翔星	同

山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年2月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党山形県第二区支部連合	川越孝男	令和 3. 11. 30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
地域政策研究会	野村広登	令和 3. 10. 22
庄内の明日を考える会	小野由夫	令和 3. 11. 30

あったかい県政を支援する飯豊町の会	長 岡 英 雄	令和 3. 11. 30
関井みきお後援会	関 井 美 喜 男	令和 3. 12. 24
ほりとよ後援会	堀 豊 明	令和 3. 12. 31
豊かな明るい酒田をつくる会	堀 豊 明	令和 3. 12. 31

山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和4年2月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
加 藤 健 一	加藤けんいち後援会	公職の種類	南陽市議会議員	衆議院議員	令和 3. 12. 24
叶 内 恵 子	叶内けいこ後援会	主たる事務所の所在地	新庄市沖の町4番31号 米山ビル	新庄市沖の町6番40号	同

山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年2月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
野 村 広 登	地域政策研究会	令和 3. 10. 22
関 井 美 喜 男	関井みきお後援会	同 12. 24
堀 豊 明	豊かな明るい酒田をつくる会	同 12. 31